

第297回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第297回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年11月26日（火）17:00～17:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 環境保全普及推進事業「エコライフ・フェア2014実施業務」（環境省）
- 一般定期健康診断等業務（林野庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、清水専門委員

（環境省）

大臣官房政策評価広報課広報室 中野室長補佐、君塚係長

大臣官房政策評価広報課 中川係長

（林野庁）

国有林野部管理課福利厚生室 廣田室長、原嶋課長補佐、瀬崎企画官

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、「第297回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、環境省の「環境保全普及推進事業のエコライフ・フェア2014実施業務」及び林野庁の「一般定期健康診断等業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、環境省の「環境保全普及推進事業のエコライフ・フェア2014実施業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、環境省大臣官房政策評価広報課広報室・中野室長補佐に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

説明は、15分程度でお願いいたします。

○中野室長補佐 まず、担当の者から実施要項（案）の説明をさせていただきます。

○君塚係長 環境省の君塚です。本日は、よろしくお願いたします。

では、私の方から、実施要項について御説明させていただきます。

こちらの実施要項は、昨年の入札監理小委員会に稟議し、御了解いただきました実施要項を基本的なベースといたしまして、今年の実施状況等の年度更新等を行いました。その上で、新規事業者が入りやすいように、日本語等を適切に補完しております。

例えば目標値について、6万5,000人への修正であったり、企画書審査項目において、広報従事者の手持ち状況の確認等を追記させていただきました。

目標値の変更については、昨年の実施要項は6万6,000人と設定させていただいたのですが、今年度は6万5,000人としましたが、その理由は、直近の5カ年の最低来場者数が6万5,000人程度でございますので、最低限その人数は確保したいという考えによるものでございます。昨年の実施要項に記載している6万6,000人につきましては、その前年の24年度の実施状況が6万6,000人程度でございましたので、それに踏まえたものでございます。

また、手持ち業務状況について追記させていただきました理由につきましては、他の業務が多忙過ぎる場合、当方の業務に専従していただけないという懸念もございますので、状況を確認させていただきたくため、追記させていただきました。

また、今年度実施にかかる評価について、先般、委員会にかけさせていただきましたけれども、環境省の評価で記載させていただきました改善点では、2つ挙げさせていただきました。

まず、1つ目、前年度から実施できるように、国庫債務負担行為を要求すること。2つ目につきましては、公告期間を延ばすことで競争力を高めたいという2点でございます。

1つ目の国庫債務負担行為につきましては、今年度から調整可能な平成27年度実施分について、今、財務省と調整しているところでございますので、来年度実施についてはまだ反映することができません。

2つ目の公告期間を延ばすことにつきましては、公告のスケジュールというページに書かせていただいておりますが、昨年と比べて10日程度公告期間を延ばすように対応したいと考えているところでございます。

入札監理小委員会で御指摘いただきました内容についてでございますけれども、まず、

事務局から2点御意見をいただいたとっております。1つ目が事業期間を複数年度化すること。2つ目につきましては、会場確保業務等を包括化することという2点かと思っております。また、委員の先生方からいただきました御意見といたしましては、先ほどの点に加えまして、収益部分について監理委員会で物販等の状況を報告してほしいという御要望を受けたと認識しております。

まず、事務局からの意見についてでございますが、1つ目につきましては、先ほど御説明したとおり、調整可能な27年度から実施すべく対応しているところでございます。2つ目の会場確保業務の包括化につきましては、現在イベントを実施しております代々木公園自体も13カ月前から予約等をしなければならない現状でございますので、なかなか難しいのかなと思っているところでございまして、その他、再来年度の実施に向けて包括化を検討できるものについては、引き続き検討していきたいと思っているところでございます。

また、委員の先生から御要望いただきました収益部分につきましては、来年度業務から飲食業ブースへ出展いただく方の収益業況を明確にするために、他のイベント等の出展料を調査していただいた上で負担すべき適切な出展料を設定し、出展料を求め、別会計で整理の上、当省に報告していただくことになっておりますので、それをもってきちっと報告させていただきたいと思っております。

また、実施要項につきましては、平成25年11月5日から11月19日までの期間において環境省ホームページ及び内閣府公共サービス改革のホームページにおきまして、意見聴取をさせていただきました。その結果、1件も御意見をいただいております。パブリックコメントによる御意見はいただきませんでしたが、事業者に当業務への興味を持っていただくために、関係団体、過去に参加していただいた方等へ情報提供をさせていただきまして、積極的な参加をしていただくべく、働きかけはしたいと思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○稲生主査 説明ありがとうございます。

それでは、実施要項（案）について、御質問や御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○清水専門委員 次年度ではなくて、過去の説明会ではどのぐらい来るのですか。

○君塚係長 過去の説明会でございますが、今年2013年におきましては、4者の説明会参加でございました。その前の年2012年につきましては10者。その前の年2011年につきましては18者でございます。

○清水専門委員 急激に減ってきたのは何かあるのですか。

○君塚係長 理由について明確にはわからないところではあるのですが、今年度説明会に参加したけれども、提案書の提出に至らなかった業者にはその理由は聞いておまして、同様の理由が原因かと思っているところではございます。その理由といたしましては、業務内容がキャパシティを超えていた。提案書提出締め切りまで時間が不足していた。あとは、イベント実施と会社の業務スケジュールが合わなかったという御意見をいただいております。

りますので、同様な理由において説明会の御参加がなかなか厳しかったのかなと考えているところでございます。

○清水専門委員 少なくとも今の理由の中の時間が足りなかったようなものは、今回のもので解決できるということですね。他のものは、キャパシティを超えるとかが言われると、それは難しいかなという気もしなくはないのですが。

○君塚係長 知らないこともやはり問題もあるかと思っておりますので、積極的に働きかけはしていきたいと思っておりますのでございます。

○清水専門委員 わかりました。

○稲生主査 よろしいですか。

今、御説明がありましたけれども、事務局から出した意見に対していろいろ御対応いただいている。例えば国庫債務負担行為の話とか、包括化の話、もちろんまだ検討中のものもございましてけれども、御対応いただいていると考えてございまして、我々からお願いをしておきました物販状況の報告についても御対応いただけるように項目の追加をいただいたということで、大変ありがたいと、適切な対応であったと考えてございまして。

そうは申しまして、例のパブリックコメントで意見が寄せられないとか、先ほどお話がありました、参加者数が減っているとか、次も何とか1者ではなくて複数者の応札があるといいなということで、我々もちょっと心配をせざるを得ないかなと思っております。エコライフ・フェアあるいは環境みたいなものに対して何かイベントが重なりつつあるのですかね。厳しくなっている状況がここ数年あるのでしょうか。例えば景気の回復であるとか。一般的なあれなのですが。つまり、業務内容がキャパを超える。確かにそうなのだけれども、だけれども、18者もあったわけで、チャレンジしてくる人が減ってしまう理由としては、何となく違う要因があるのかなとか、素人なりに考えてしまうのですが、何かその辺は、特にイベントの中身を変えたわけではないですね。

○君塚係長 特にイベントの中身を変えてはおりません。ただ、これは個人的な意見なのかもしれないのですが、予算自体が削られている厳しい状況でございます。予算書自体は公表されている資料でございますので、イベントの予算規模もわかるかと思っておりますので、そういう意味でなかなか手を挙げにくいのかなと。あと、昔に比べて環境問題に関するイベントが一般的になってきているかと思っております。例えば他の自治体であったり、企業がやっているイベントがありますので、そちらに提案されているのかなという考えもあります。

○稲生主査 確かにブームももしかすると要因としてあるのかもしれないですね。金額は確かに大分減らされているのですね。何とかたくさん事業者が参加されるように祈りたいところではございますが。

1点、先ほど監理小委員会で指摘をさせていただきました物販の状況の報告ですけれども、これが実施要項（案）の6ページのエに書いていただいております、大変詳細に書いていただきまして、それ自体はありがとうございます。大変結構かと思っております。

ちょっと第三者がぱっと見ると「募集・選定を実施する」とあって、4つぐらいの業務が中に入り込んでいて、要は内容をふやせというよりか、項目出し何かをした方が読みやすいのではないか。ここはかなり文章を書き込んであって、例えばパラグラフで読んでいくと、最初は募集業務ですね。例えばこれはエの(1)とか①とかで、募集業務とするとか、第2パラグラフは、結果的には、精算と収支の管理でありますので、何かそれらしき項目で(2)としていただくとか、何かをつけた方が恐らく応募される方からすると、結局これは何を言っているのかなというのが多少わかりにくい。我々は議論して、恐らくこういうことなのだろうなと思うのですけれども、その辺を項目出しで結構ですので、募集業務、収支管理等業務とか、出展料の設定、最後のパラグラフは恐らく出展者数の確保ですね。ですから、その辺は項目出しをしていただくとより読みやすくなるのではないかなということで、大変つまらない話なのですけれども、書きぶりだけ整理いただくと、よりわかりやすくていいのかなと思いましたが、御検討いただければと思います。内容はこれで十分わかるのではないかと思います。

○君塚係長 検討させていただきます。

イメージというのは、エの中に項目立てで1、2、3というイメージで。

○稲生主査 文章のままでもいいかもしれませんがね。単純に箇条書きにした方がかえっていいのかなというだけの話です。

○君塚係長 わかりました。

○稲生主査 最後のパラグラフで「昨年度に開催された同フェアにおいて、出展料は徴収しておらず、出展者数は7業者であった」と、これは事実は事実なのですね。

○君塚係長 事実関係を書いていることと、あとは出展料を徴収したことによって、出展者数が減ってしまうことによってイベント自体の魅力が減ってしまうのは、趣旨が異なると考えておりますので、それを最低限確保していただくように努力してくださいと。

○稲生主査 そういうことですね。最後のところはある種大事なので、出展者数の確保とかを書いておいて、なお書きで、昨年度は出展料を徴収していなかったためとか。7業者は多いというイメージですか。少ないというイメージですか。出展料を徴収していないから多かったということをお願いということですか。

○君塚係長 事実関係を述べているだけなので、多いも少ないという評価はありません。

○稲生主査 評価は入っていないということですね。わかりました。書きぶりはお任せしますので、お願いしたいと思います。

私からは以上です。

この他はよろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「環境保全普及推進事業のエコライフ・フェア2014実施業務」の実施要項(案)についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事柄はございますか。

○事務局 先ほど御指摘のございました書きぶりの部分につきましては、検討させていただいた上で御報告させていただきたいと思っております。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますのですが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（環境省退室・林野庁入室）

○稲生主査 続きまして、林野庁の「一般定期健康診断等業務」の実施要項（案）につきましまして、審議を行います。

本日は、林野庁国有林野部管理課福利厚生室・廣田室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

説明は、15分程度でよろしくお願いたします。

○廣田室長 ただいま御紹介いただきました、林野庁福利厚生室長、廣田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当林野庁は、森林の有する良質な水の供給あるいは土砂災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給など、森林の有する多面的機能が高度に発揮される健全な森林を維持管理することにより、安全で安心できる豊かな国民生活の確保に努めているところでございます。

今般、民間競争入札の対象として選定されました関東森林管理局でございますが、北は福島県、新潟県、南は静岡県、東京都、1都10県の国有林野を管理してございます。総面積として118万ヘクタール、職員数が760名余という形になってございます。そして、その多くは奥山の水源地に位置しておりまして、大都市の水がめなど、大変重要な役割を果たしているところでございます。

こうした中で、公共サービス改革法に基づく、本一般健康診断でございますが、関東森林管理局の本局ほか18署等における一般定期健康診断等を適時適切に実施することにより、職員の病気の早期発見、早期治療のみならず、職員自らが検査結果を有効に活用することによって、生活習慣の改善、病気を予防するといったものでございます。職員の安全・安

心の確保あるいは業務の実行体制の確保等業務の質の確保について、長期視点に立って、創意工夫等を民間事業者から引き出せるよう、複数年契約による健康診断業務を実施することにしてございます。

詳細については、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○瀬崎企画官 それでは、担当の瀬崎から実施要項の細部を説明させていただきます。

まず、2ページでございますが、公共サービス改革の目的を踏まえ、基本方針に従って、関東森林管理局の本局等における一般定期健康診断等業務にかかります本実施要項を定めると明らかにしております。

次に、3ページをごらんいただきまして、1.1、対象公共サービスの内容でございます。

本業務の主な内容でございますが、一般定期健康診断、特別定期健康診断、運動機能検査となります。本業務の包括的な意義や必要性については先ほど当室室長からの説明にもあったとおりでありまして、この項の冒頭で明らかにしております。

(1) 対象箇所でございますが、基本方針を踏まえまして、別紙第1で明らかにしております。

57ページに一覧にして検査実施場所等を明らかにしております。

3ページにお戻りください。

次に、(2) 対象業務の内容でございますが、4つに分けて明らかにしております。

1つには、本業務は一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各業務について企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整・有機的な連携を図りながら、業務全体を適切に進行管理することを求めています。

2) から4) は一般定期健康診断、特別定期健康診断、運動機能検査の検査要領について、別表1及び別表1の別添1で明らかにしております。

22ページから49ページまでが検査要領、50ページ目に特記仕様書をつけてございます。これらに示す項目について実施することを明らかにしております。

1.2、事業の質の設定でございますが、今、説明しました4つの区分に沿って、3ページの下段から確保すべき事業の質を設定しております。

初めに、(1) 本業務全体の企画立案及び進行管理等につきまして記載しております。

一般定期健康診断については、先ほど御説明しました、22ページからの関東森林管理局一般定期健康診断の検査要領に基づきまして実施することを明らかにしております。

検査受診予定者につきましては、別表2、計画書(本局ほか)で明らかにしております。

52ページをごらんください。このように検査実施場所単位ごと、検査項目ごとに過去の実施結果に基づく推計として、受診予定者数を明らかにしております。これが56ページまでついてございます。

4ページにお戻りいただきまして、なお書きで、本来受診する予定であった検査実施場所での受診ができなかった者の取り扱いについて明らかにしております。

検査実施場所につきましては、先ほど説明しました、別紙第1、民間競争入札対象箇所

等一覧のとおりでございます。検査の会場につきましては、関東森林管理局の本局等の庁舎会議室等は無償で貸与することを明らかにしてございます。

また、なお書きで、本実施要項に基づく検査の結果、更に精密な検査が必要と診断された者の取り扱いについても明らかにしてございます。

次に、検査結果の納入期限及び納入場所についてでございます。

検査結果の納入期限や納入先について、ここで具体的に明らかにしてございます。

4 ページの下段、検査実施方法でございますが、検査の実施期間については、具体的な期間は入札説明資料において示すとしてございます。これは、現段階では何月何日までのように具体的日付は記述できないことから、このような書きぶりとしてございます。しかしながら、民間事業者が入札金額を見積もる際に必要となる検査の実施日数につきましては、4 ページ下段から 5 ページ上段にかけて詳細に明らかにしてございます。

また、先ほどごらんいただきました、52 ページからの別表 2、計画書（本局ほか）の最下段にも検査実施場所ごとに明らかにしてございます。

5 ページから検査の実施時期、レントゲン車の規格と検査に必要な検体容器、検査機器等の取り扱い、検査時に使用する受診票、検査の際の受付責任者及び案内係の配置について、民間事業者の負担や責務を明らかにしてございます。

5) その他ですが、①で検査体制について、②で受診対象年齢等の基準となる日、③で受診票や検体容器等について具体的に明らかにしてございます。④で検査結果の報告について、6 ページ目に移りますけれども、アからエで検査の結果を取りまとめた検査結果表等についての具体的な作成方法や取り扱い、提出先について、オで緊急に精密検査や治療を要する検査所見があった場合の対応、カでレントゲンの取り扱い、キで検査結果の照会の対応などについて具体的に明らかにしてございます。⑤では、本実施要項等に定めのない事項については、本業務の発注担当者と必要に応じて打ち合わせることとしてございます。

6 ページの中段より下から（3）特別定期健康診断、8 ページに飛びまして、下段からの（4）運動機能検査につきましては、一般定期健康診断に準じた書きぶりとしてございますので、記載内容の説明は割愛させていただきます。

10 ページをごらんいただきまして、（5）確保されるべき事業の質についてでございます。

1) で安全・安心の確保として 7 項目設定し、2) 業務実行体制の確保としまして 2 項目設定しています。このように確保されるべき事業の質について、客観的な指標を設定してございます。

（6）創意工夫としまして、本業務の実施期間中、当該業務の品質の向上、さらなる効率化、経費の削減等の観点から、民間事業者が努めるべき事項を 11 ページにかけて明らかにしてございます。

1.3、モニタリング方法でございますが、関東森林管理局の本局等は、本業務実施中の事業の質の達成状況につきまして、本実施要項に定める監督・検査を通じて確認するととも

に、本実施要項に基づき民間事業者が納品します検査結果の報告等により、実施状況を把握することとしています。

1.4、請負金及び部分払金の支払い方法でございますが、請負金及び部分払金の支払い方法については、記載しておりますとおり、業務完了による精算払いの他に、業務完了前にも出来高に応じた部分払いを可能としております。なお、当然のことながら、検査の結果、事業の質が確保されていない場合においては、適切に事業を行うよう、改善指示を行い、再度の検査に合格しない限り、請負金等の請求はできないものとしてございます。

大きな2番、事業期間に関する事項、12ページの2におきまして、平成26年4月以降、同年度中において契約を締結した日から平成27年度中において契約の完了する日までとすると記述し、複数年にわたることを明らかにしてございます。

3番目の入札参加資格に関する事項でございますが、(1)から(10)までの10項目を定めてございます。これは公共サービス改革法や会計法等に規定される資格要件の他、健康診断の実施に関する必要最小限の要件を加えてございます。

4番目、入札に参加する者の募集に関する事項でございます。

本業務は複数年契約による健康診断等を実施しますことから、通常2、3週間としている入札公告から執行までの期間を倍以上の2カ月程度とし、提案書の内容を十分練れるようにしてございます。

入札金額に関しましては、別表2、計画書(本局ほか)、先ほど御説明しましたもので明らかにしている箇所ごと、検査項目ごとの人数等の情報とともに、別表1、関東森林管理局の一般定期健康診断の検査要領等を勘案して計算することとなります。

また、民間事業者が本業務を適切に執行できることを確認するための提案書につきまして、14ページの3)のとおり、①から⑦までの項目について求めることとしてございます。

次に、落札者の決定でございます。15ページ、最低価格落札方式としてございます。健康診断業務につきましては、定型的な業務でありまして、業務の実施内容そのものやスケジュール等については、民間事業者の裁量に委ねられる部分が少ないものと考えられることから、最低価格落札方式によることとしたものです。

なお、入札の実施に当たっては、入札に先立ち、民間事業者から提案書を提出させ、提案書の評価の合格者を対象に入札を実施することとしてございます。

16ページに移っていただきまして、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報でございます。

59ページの別紙第3からですが、初めに、従来の実施に要した経費について、平成22年度から3カ年分の経費について記載してございます。

次のページに従来の実施に要した人員や業務従事者に求められる知識、経験等、業務の繁閑の状況とその対応についてもわかりやすく記載してございます。

3番で従来の実施に要した施設及び設備については、61ページに別添1で詳細に整理してございます。

続きまして、4番目の従来の実施における目的の達成の程度については、一般定期健康診断等業務については、毎年期限までに実施できていること等について明らかにしてございます。

最後に従来の実施方法につきましては、62ページから別添2の組織図及び所掌事務におきまして、組織形態ごとに担当係を明示してございます。

次に、16ページに戻っていただきまして、7から19ページの9までは、通常他の民間競争入札の実施要項にも共通して記載されているものでございますので、説明については省略させていただきます。

最後に、20ページの10、法7条8項の評価についてでございます。民間事業者から提出される事業報告書、監督・検査を踏まえまして、毎年3月末日までに実施状況調査を行いまして、林野庁が取りまとめて監理委員会へ報告をする。それで公表することにしてございます。法7条6項に規定される内閣総理大臣の評価にも活用できると考えてございます。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項(案)につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水専門委員 この業務に過去に提案書を提出してきた医療機関は幾つぐらいあるのですか。

○瀬崎企画官 過去に提案書を提出した企業体はございません。一般競争入札としました。

○清水専門委員 説明を聞きにくるとか、そういう医療機関はあるのですか。

○瀬崎企画官 仕様書の内容についてわからないところを確認することはございます。

○清水専門委員 聞きに来る医療機関は幾つもあるのですか。

○瀬崎企画官 複数者はございますが、それほど頻繁というわけではございません。

○清水専門委員 このまま今の状態で複数年度で業務を進めた場合、どのくらいのところがこういう業務を引き受けたいという形で来るのかが気になる場所ですけれども、それは複数年であるということで、少し広がる可能性があるとも思うのですが、過去の状況から見ると、それだけではなかなか増えていくのは難しいとも思うのです。お話を聞いていると、検査の項目は、医療機関だと普通にできる内容とも思うので、そうすると、いわゆる参加する業者を増やすためには工夫の余地をどういふところで求めたらいいかがテーマになると思うのですが、一括の地域別のもの全てということではなくて、これを分割するという考え方はおありにはありませんか。

○稲生主査 全体でも、過去の実績で二千数百万ということでありまして、一方で、関東一円という非常に広範囲で、福島も入っているかもしれませんが、ということで、どうすれば効率的にできるだけコストを安くしていけるというのを恐らく悩んでいらっしゃると思うのですが、我々もいろいろまい方法がないかと考えていて、そういう意味では、清水委員の発言の真意は、例えば幾つかのブロックに分けて、その中で割と有力なグ

グループが応募する側で、もしいるのであれば、複数の者が入ってきて、競争が起こって、二千三百万円と小さいのだけれども、その中で少しでも安くなれば、それはそれで効果が出てくるのだらうと思われるのです。今のまま一括してやった場合でいうと、過去にもそれほどたくさんの方が最終的に応募したわけではないというものも聞いておまして、同じ結果になってしまって、我々としては質の部分も何とか競争できるのであればしていただきたいと思っているものですから、そういう意味では、こんなうまい話はないかもしれませんが、もし仮にどこかでうまく幾つかのブロックに分けることができるのであれば、価格の面、更にもしかしたら、ちょっとでも質の面の競争の余地がありやなしやという議論をしていたところなのですが、率直に、御意見で結構なのですが、どうお考えでしょうか。

○瀬崎企画官 我々も当然グループ分けというのは検討しなかったわけではございません。過去の例から申しますと、現在、本局ほか18署のグループで市場化テストをやろうとしているのですけれども、他のグループも関東局にはございます。新潟グループと静岡グループを分けてございます。10年ほど前は全部一括でやっていたのです。それがうまくいかないので分けたのです。分けたのですが、静岡グループ、新潟グループの入札の参加者が増えたかという、そうではなくて、結局、同じような者の応募だったわけです。それを例えば今の本局ほか18署を複数に分けたとしても、過去の経験から申せば、グループを分けただけでは、増えるとはちょっと考えられない、言い切れないと思っております。

更に申せば、市場化テストの対象となった本局ほか18署を細分化するとした場合、分け方にもよるとは思いますが、例えば少人数で広範囲に散らばっているところも当然出てくるとなると、逆に民間事業者の負担が、例えば他のグループと比べて大きいところは敬遠されることも想定されまして、確実な応札が見込まれる適当なグループ分けというのはなかなか難しいと考えました。

○稲生主査 逆から言うと、東京とかボリュームがとれるところをまず、その収益源にさせていただいて、割と散らばっているようなところについては、つまり、人数が少ないようなところについては、全体の収益で黒字を出してくださいということで応札を促しているのが実態ということなんでしょうか。つまり、そうすると、東京グループとそれ以外の福島とか、群馬、栃木と切り刻んでしまうと、東京には応札があるかもしれないけれども、群馬とかの山間部というのでしょうか、よくわかりませんが、そういったところには誰も応札がなかったりして、不落とか応札者がいなくなってしまうことも懸念されるという理解でよろしいのでしょうか。

○廣田室長 そのように御理解いただいてよろしいかと思っております。関東森林管理局は、組織の改変をかなり過去から繰り返されまして、旧来は森林管理局と言わずに、東京営林局あるいは前橋営林局という2つの組織があったわけです。我々も経営改善ということもあって、今、関東森林管理局が大きな1つのロットになってしまったのですけれども、全国7つの森林管理局があるわけですが、その1つ。かなり広範囲という形になってござい

まして、先ほど出ました福島もございます。言葉は悪いのですが、若干田舎的なところにも森林管理署が存在しているといったことで、今、主査がおっしゃったとおり、都会と田舎という分け方で有利不利の部分はあるかと思っております。

○稲生主査 今回は正直申し上げて、本当に一般的な健診の話でありますので、業者もそれほど付加価値の高い、裏を返せば、いわゆる利益が乗るような、多分そういう事業ではないのだろうなというのは、我々は理解している部分もあるのです。

○廣田室長 ほとんど定型的と申し上げたら悪いのかもしれませんが。

○稲生主査 我々としてはできるだけトータルで競争が起こればいいという部分があって、今回の一般定期健康診断事業ということであれば、関東は関東で一括ということも、それでも仕方がないと今の議論で理解しつつあるのですけれども、もし仮にプラスして、例えば人間ドック的な付加価値の高い事業も並行的に行うとして、それで別のエリアという、つまり、3つか4つのグループに分けると競争がより起こるとか、こういうものはちょっと考えにくいのですか。あくまでも一般定期健康診断に乗っている部分というのが、個人個人の自由で、個人個人の負担でやるべきものですので、そういった業務を加えて、エリア分けにするとたくさんの地元の病院事業者が乗ってくるとか、こういう可能性というのはあるのでしょうか。あるいはそもそもそういうグルーピング化が望ましくないのか。この辺はどうでしょうか。ちょっと素人で申しわけないのですが。

○廣田室長 今、人間ドックが具体的に出たのですけれども、人間ドックは義務ではなくて、本人の希望をとって実施しているものですから、そうなると、例えば先ほど申し上げた、七百何十名の職員がいて、全員が出てくるのであれば、主査がおっしゃった形もとれるのかもしれませんが、ごくごく、例えば1署で数人の希望しかない場合があるものですから、それも当然、指定する病院と医療機関ということになってきますので、今、おっしゃった部分はちょっと難しいのかなと思っております。

○稲生主査 わかりました。

今の件はよろしいですか。

○清水専門委員 難しいですね。業務として余り分割して魅力があるとも私も思わないのだけれども、何とか競争性をもう少し出す方法があるといいのですけれどもね。

○稲生主査 もう一つの議論がありまして、今度は質の面です。今回は、お話がありましたとおり、基本的には、極めて定型的な健診内容ということでもありますので、なかなか市場化テストになじむような質の競争というのでしょうか、質の向上というのは難しい部分もあると思うのですが、仮に価格競争で落札者を決めるとして、そうは言いながらも、何か文章の中で創意工夫を求める努力義務的なことを例えば条項の中に入れて、そうすると、民間としては、その部分をちょっと工夫しようということで、落札には関係がない部分はあるのですけれども、ただ、努力していくことによって、質の競争の面も少しでも起こってくるというのを考えているのですが、そういったことを書き込むこと。

つまり、実施要項（案）では、さらなる効率化とか、経費削減を言ってみれば、努力義

務みたいな形で書いているのですけれども、それを提案いただいて、場合によっては仕様を見直していくとか、そういった将来につなげた質の向上みたいなものをきちんと条項の中に入れるというような、これはどうでしょうか。ちょっと難しいところかもしれないのですが。要は価格の競争と質の競争があって、落札自体は価格で決まる。それはそれで仕方がない部分があるのですが。

○瀬崎企画官 我々も質の向上は当然、必要なことであると考えて、先ほどおっしゃいました(6)の創意工夫の方に努力義務ではございますが、「本業務の実施期間中、民間事業者は、事業の質を確保することを前提として、当該業務の実施において、検査を効率的に行うための人員配置、業務の実施担当者及び職員が利用しやすいような検査結果表及び受診表の作成、関東森林管理局との適切な連絡体制の整備、女性職員への配慮等の観点から創意工夫を行い、当該業務の品質の向上を図るとともに、更なる効率化、経費の削減等に努めなければならない」と位置づけておるわけでございます。

提案書において提案されたことについて、仕様書等を見直すことを考えた場合、例えば入札までの間に当然、提案書を評価します。民間事業者の提案をもとに、仕様書を追加とか、変更をする場合には、提案を行った民間事業者以外の参加事業者に追加する仕様書等の内容を伝えた上で、了承するかどうかを確認する手続きが生じると考えております。当然、提案内容の検討から、参加する民間事業者等の了承を得るまで更に相当の期間を要することとなってしまいます。そうなりますと、本業務は、提案書の提出を求めて審査する手続きを定めておまして、従来より大分長い期間をとっておるわけでございますが、通常の一般競争入札と比べたら倍以上の期間を設けております。だから、これ以上の手続き期間を設けるとなりますと、本体業務を適時適切に滞りなく実施する上で支障を来たすのかなと考えてございます。

○稲生主査 この点については、これは逆に事務局に質問をしたいのですけれども、例えばパブコメはこれからですね。

○事務局 これからです。

○稲生主査 だから、そこで何らかの、提案ではないのだけれども、例えば質の向上を図るこういう検査項目があった方がいいのではないとか、あるいは女性の観点でより良い検査環境を求めるためにこういった項目を加えるといいといったことが加えられて、それに対してパブコメへの回答という形で見直しをかけると、これはできるわけですか。

○事務局 パブコメでそういう意見が出れば、必要があれば実施要項を修正することになると思います。

○稲生主査 確かに検査業務自体は滞ってはいけないので、スタートラインは固定されている。だから、企画官がおっしゃるように、仕様書の変更ということになってしまうと手続的に時間がもしかすると苦しいかもしれないということですね。我々としては、単なる価格だけではなくて、もし起こるのであれば、質の競争も最低限、何らかの形で少しでも起こってくれるといいなという、そういう意味で申し上げているだけで、あえて攪乱する

とか、そういうことではもちろんございません。差し当たり、そういう意味では、パブコメを見るということできましようか。

清水先生、よろしいですか。

○清水専門委員 はい。

○稲生主査 わかりました。では、その件については、パブコメでもし何らかの意見が上がってくれば、それに対応するという形で、より質の向上を図る必要が出てくれば対応したいということできよろしくお含みおきをいただければと思います。

○廣田室長 そのような対応をさせていただければと思います。

○稲生主査 その他いかがですか。よろしいですか。

○清水専門委員 はい。

○稲生主査 それでは、そろそろ時間となりますので、「一般定期健康診断等業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 本件につきましては、原案のままパブコメにかけまして、パブコメ後、質等にかかる御意見等がございましたら、実施要項に反映する。それ以外についても、必要事項については実施要項を修正して、その後、主査にお諮りしてから監理委員会に諮るところできよろしいでしょうか。

○稲生主査 結構です。

それでは、本実施要項（案）につきましては、実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

林野庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の本実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますよう、お願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。